

治験用の微生物性ワクチン（口蹄疫ワクチンに限る。）の輸入に関する確認について

輸入注意事項 23 第 32 号（H23. 9. 16）

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により農林水産大臣の確認書の交付を受けて下さい。

なお、平成11年6月30日付け平成11・06・14貿局第1号・輸入注意事項11第32号「治験用の微生物性ワクチン（人用のもの及び口蹄疫ワクチンに限る。）又は治験用の人用の免疫血清の輸入に関する確認について」は、平成23年9月16日限りで廃止します。

記

1 提出書類

治験用の微生物性ワクチン（口蹄疫ワクチンに限る。）の輸入に関する確認申請書（別紙様式）2通、治験計画書、商品説明書等の添付書類 各1通

2 提出先

農林水産省消費・安全局動物衛生課

〔別紙様式〕

治験用の微生物性ワクチン（口蹄疫ワクチンに限る。）の輸入に関する確認申請書

農林水産大臣 殿

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
住 所 _____
電 話 番 号 _____
資 格 _____
申 請 年 月 日 _____

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

治験用の微生物性ワクチン（口蹄疫ワクチンに限る。）を輸入したいので、下記のものが治験用であることについて確認されたく申請します。

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	種類及び規格	数量	単価	原産地	金額
					船積地域及び船積港	
備 考						

II その他

製造業者の住所氏名	
-----------	--

上記のとおり確認する。

上記の事実を確認するに至らなかった。

農林水産大臣の記名押印

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

※通 関

関税申告番号及び申告月日	送 状 数 量	送 状 金 額	許可又は承認月日及び税関押印